

こ支障第34号
障発0630第7号
令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「相談支援従事者研修事業の実施について」、「サービス管理責任者研修事業の実施について」及び「相談支援従事者主任研修事業の実施について」の改正について

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（平成31年3月28日障発第0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和5年6月30日より適用するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。